

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立いずみの森義務教育学校

校長名 中 嶋 富 美 代 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

日本国憲法に基づく人権尊重の精神を基調として、心身ともに健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献できる人間性豊かな児童・生徒の基本的資質の基礎を養うため、教育目標を定め、本校の教育活動の基本とする。

(1) 学校の教育目標

義務教育の目的である「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」ことを踏まえ、児童・生徒が自信をもって社会に出られるようにすることが重要であると捉え、重点目標を「共生」とする。

○創造くよく考え、学び続ける人>

◎共生く思いやりがあり助け合う人>

○健康く健康でたくましい人>

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○義務教育学校でありコミュニティ・スクールでもある本校の特色を活かし、9年間の連続したカリキュラムと地域の教育力との融合を図った教育活動の一層の充実により、児童・生徒の学力の保障と向上、豊かな心の醸成、心身の健康・鍛錬をめざす。

○笑顔あふれる学舎で学校・家庭・地域の協働の下、9年間で児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、未来を切り拓く児童・生徒を育てる教育を実施する。

○学び合い、鍛え合い、高め合うことを通じて、多様な意見や価値観を認められる、グローバル社会で活躍できる人材を育成する。

ア 思いやりがあり、助け合う児童・生徒の育成<「人・自然・文化の共生」の実現>

① 自ら挨拶し良好な人間関係を築ける児童・生徒を、日常的生活指導を通して育成する。

② 思いやりやさしさがあり互いを認め合える児童・生徒を、異学年交流活動や学校行事、道徳科や学級活動等を通して育成する。

③ 社会への関心をもち、国際的な視点をもって社会に貢献しようとする児童・生徒を、児童・生徒会活動や地域と協働で実施する行事等を通して育成する。

イ よく考え、学び続ける児童・生徒の育成<「知の創造」の実現>

① 知的好奇心や探究心をもち粘り強く学習し、生涯にわたり学び続ける児童・生徒を、発達段階に応じた指導体制や効果的な9年間のカリキュラムの構築により育成する。

② 授業規律の徹底を図るとともに、落ち着いた学習環境を整え、よく分かり、深い学びのある質の高い授業を展開することで、基礎的・基本的な学習内容の定着とそれを活用する思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

ウ 健康で、たくましい児童・生徒の育成<「健康・鍛錬・耐性」の実現>

① 心身の健康を保ち忍耐強く行動ができる児童・生徒を、体育科・保健体育科の授業や部活動等を通して育成する。

② 役割を自覚し責任ある行動がとれる児童・生徒を、学級活動や委員会活動、学校行事、部活動等を通して育成する。

エ 登校支援が必要な児童・生徒については、個々の状況を把握して情報共有し、保護者や関係機関と連携して、社会的自立に向け、学力保障や社会性を育むことを重視した対応を進める。

オ 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」を基に、いじめを許さない学校風土を醸成するとともに、学校いじめ対策委員会を要とした組織的な対応を徹底して行い、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

カ 多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を提供できるよう、関係機関と連携した対応や特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の強化等、全教員の指導力・専門性の向上に努める。

キ 本校は義務教育学校であることから、9年間で育てたい児童・生徒像および取組方針は、本校の教育目標を達成するための基本方針（上記ア、イ、ウ）に示すとおりとする。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（前期課程外国語活動を含む）

- ① 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に取り組む。義務教育9年間を見通し、発達段階に応じた指導内容や方法を工夫することで、基礎的・基本的な学習内容を効果的に習得・定着させ、義務教育修了後のキャリア形成の基盤となる学力を保障する。
- ② 第5・第6学年から教科担任制および50分授業を実施し、専門性の高い授業を行う。また、児童・生徒の情報を教員間で積極的に共有して理解を深めるとともに、個の力を伸ばす授業の工夫について校内研究等を通して追究し実践する。
- ③ 読書活動の充実はもとより、各教科等において「伝え合う活動」や「考えや振り返りを言語化する活動」を充実させ、言語能力のさらなる育成を図る。
- ④ 各教科等で育成をめざす資質・能力等を把握した上で、1人1台の学習用端末をさらに効果的に活用しながら授業改善に活かす。その上で、学習用端末を活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者ととともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成する。
- ⑤ 市や国の学力調査等の結果を活用して児童・生徒一人ひとりの学習の定着状況を経年で把握する。その上で、必要に応じて学年を遡って指導・支援することで、確実に各学年の学習内容を定着させる。
- ⑥ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を踏まえ、指導内容や方法を改善することで、体力向上と健康の保持・増進を図る。
- ⑦ 外国語を用いたコミュニケーション能力の基礎を養うために、第3学年から第9学年までの7年間の外国語活動と外国語科の系統性を踏まえた指導の充実を図り、外国語指導助手（ALT）と連携し、外国の言語や文化・習慣を体験的に理解し、音声面を中心に4技能をバランスよく身に付けることができるようにする。

イ 総合的な学習の時間

- ① 学校の全体テーマをSDGsの視点を踏まえた「自立と共生」として、郷土学習や日本遺産等の学習及び学校2020レガシーの取組を通して、児童・生徒の発達段階に即した課題把握・追究・解決する力を高め、論理的思考力や社会参画意識を育成する。
- ② 校内の樹木やビオトープ等の校内環境を利活用するとともに、地域や自然と関わり、理解を深め、自分でできることを考える時間となるよう発達段階に応じた環境教育を充実させる。
- ③ 学校運営協議会・いずみの森協働本部・PTA等との連携を深め、積極的に地域の教育資源を発掘しながら教材化して授業に取り入れることで、児童・生徒に郷土を愛する心情を醸成する。

ウ 特別活動

- ① 学校行事に向けた取組の中で、自主性や相手を尊重する心を育み、よりよい学校生活を築くために主体的に取り組むことを通して、学校や地域に対する帰属意識を高める。
- ② 学級活動、児童・生徒会をはじめ委員会活動等により、児童・生徒一人ひとりの役割を明確にすることで、よりよい学級、学校生活をめざし、自己のキャリア形成を意識できるようにする。
- ③ 集団宿泊的行事を通して集団生活の在り方について、考え、実践し、互いを思いやり、協力し合うなどよりよい人間関係を形成する力を育成する。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 人権尊重の理念に基づき、「自他の生命を尊重する態度の育成」を重点とする。教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図り、児童・生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ② 道徳教育推進教師を中心に、9年間を見通した全体計画及び別業を作成・改善するとともに、道徳授業地区公開講座の推進を図り、家庭・地域と一体となった道徳教育を展開する。
- ③ 道徳科の授業では、児童・生徒が自己の生き方を見つめながら、多様な視点から考え、議論し合うなどの学習活動を設定し、自己のより良い生き方を考えることを重視し指導する。

(3) キャリア教育

- ① 第1学年から第9学年で編成する縦割り班活動をはじめ、学年区分（期）ごとの活動など、異学年交流活動を充実させることにより、人間関係形成力・社会形成能力を高める。
- ② I期・II期修了の会（第4学年・第7学年）を通して、児童・生徒がこれまでの成長を振り返るとともに自己理解を深める機会とする。さらに、自分らしさや自分らしい生き方について深く掘り下げ、考えることを通して「自立と共生」を実現する。
- ③ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、一つひとつの活動後に児童・生徒が振り返り、教員による価値付けを行うことで、学びの実感につなげていく。また、学期末には家庭に持ち帰り、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようにし、家庭と連携しながら自己の成長を見つめる機会を確保する。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援教育コーディネーターが中心となって校内委員会を運営し、児童・生徒に必要な支援内容を検討し、組織で対応に当たる。学校生活支援シートや個別指導計画の作成に当たっては、校内委員会と特別支援学級及び特別支援教室が連携することで、さらなる支援の充実を図る。
- ② 特別支援教育に関する実践的な研修や事例に基づく個別のケース会議など、教員の指導力・専門性の向上につながる研修等を実施する。
- ③ インクルーシブな教育を推進する視点による「互いの顔が見える交流」をテーマに、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習、都立特別支援学校との副籍交流の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの心を育て共生社会に生きる人としての資質・能力を育む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 教育活動全体を通じて児童・生徒の個性が尊重され、児童・生徒一人ひとりが安全で安心して過ごすことができるようにする。具体的には、他者の人格や人権を否定する言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではないことを学校全体で指導する。
- ② 児童・生徒会が中心となり改正した「生活のきまり」を施行し、その成果を明らかにする。
- ③ 避難訓練、安全指導、セーフティ教室、情報モラル教育、保健指導、食育に関する指導の充実を図り、児童・生徒が自己の安全・健康を守ることができるようにする。
- ④ 児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、八王子市教育委員会「生命（いのち）の安全教育」を基に、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週開催する学校いじめ対策委員会において、いじめやいじめの疑いのある事案についての認知や対応方針等を迅速かつ組織的に決定し、いじめの早期発見・早期解決・記録の徹底に努める。
- ② いじめを未然に防ぐために、いじめを許さない心理的安全性のある学校風土を醸成するとともにスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させる。また、外部機関と連携し、児童・生徒が相談しやすい環境を整え、一人ひとりに応じた心のケアをすすめる。
- ③ 6月に実施する「八王子市いのちの大切さを共に考える日」では、SOSの出し方に関する教育を中心に、生命の尊さと心身の健康、安全に対する意識を一層高める取組を行う。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- ① 登校支援が必要な児童・生徒について、個票システムの活用により、一人ひとりの状況を常に把握すると共に、保護者や関係機関と連携して、社会的自立に向けて学力保障や社会性を育むことを重視した対応を進める。
- ② 登校支援コーディネーターおよび不登校対応巡回教員を中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回心理士、不登校別室指導員と連携し、児童・生徒の支援ニーズを把握した上で、教育相談、リソースルーム、オンライン環境など、個に応じた支援を充実させる。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 縦割りの「わくわく清掃」や当番活動、児童・生徒会活動を中心とした委員会活動等、異学年におけるさまざまな交流活動のさらなる充実
- (取組2) 研究部や教科部会を中心とした学力定着プロジェクトチームによる、各種学力調査や定期考査等の結果分析と定着に向けた方策の検討
- (取組3) 毎週開催する学校いじめ対策委員会・登校支援会議や、定期的に行う各期校内委員会等における、児童・生徒情報の共有や支援および対応策の検討
- (取組4) 学校運営協議会における児童・生徒会代表との意見交流、地域と協働で開催する行事等における児童・生徒の運営ボランティアなど、SDGsの視点を踏まえた児童・生徒の社会参画意識や社会貢献意識を高めるための取組の充実

イ 学力向上の取組

「はちおうじっ子ミニマム」の課題を分析し、発達段階に応じて児童・生徒が継続して取り組む朝学習や家庭学習を実施することで基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。

ウ その他

- ① 八王子市教育委員会が示す「情報活用能力系統表」を基に、9年間を通して情報化社会で適正に活用する資質・能力を育む。
- ② 子安保育園、藤井保育園との連携を一層深め、幼児期の学びと育ちのようすや指導の在り方を活かしてスタートカリキュラムを充実させる。
- ③ 児童・生徒の社会貢献意欲の醸成を図るために、地域が主催する行事やボランティア活動への参加を積極的に促し、参加者の把握や活躍のようすを確認し、認め・励ます。
- ④ 八王子市の部活動改革がめざす方向性を踏まえた本校における今後の改革ロードマップに基づき、地域・保護者との対話を進めながら、段階的な改革を確実にすすめていく。